

令和8年度 岐阜市水道水質検査計画



岐阜市上下水道事業部
水質管理課

1 基本方針

岐阜市では、水道水の水質検査等を通じて、安全でおいしい水の供給や、快適な都市生活の維持に貢献するために、検査技術の向上に努め精度の高い検査体制を維持します。

また、水質検査項目、検査頻度、検査地点等については、本市の水道事業の現状を踏まえ、水道法（以下「法」という。）に基づき、水質検査計画を策定します。

本計画に基づき市内一円にある水源地及び公園などで採水した水を、一部の項目を除き、水質管理課職員が岐阜市上下水道事業部本庁舎（岐阜市祈年町4丁目1番地）内にある水質試験室で検査を行います。

検査結果については、広報紙、ホームページなどで利用者の皆様にお知らせします。水道利用者からの水質相談では、市民目線に立ち迅速かつ適切に対処します。



2 水道事業の概要

(1) 給水状況（令和6年度末）

	内容
給水人口	339,989人
給水戸数	163,181戸
普及率	85.5%
1日最大配水量	163,320m ³
1日平均配水量	140,823m ³

(2) 水源の概要

本市の水道は、良質で豊富な長良川の伏流水を主とした地下水を水源としており、市街地を中心に供給している鏡岩水源地をはじめ、現在以下の21箇所（うち4箇所は予備水源）の水源地があります。（給水区域・・・資料1）

水源地の概要

No.	水源名称	所在地	給水ブロック	水源区分	水源の種別	処理方式
1	鏡岩水源地	岐阜市鏡岩	鏡岩	常用	伏流水	塩素消毒 紫外線照射
2	雄総水源地	岐阜市雄総桜町	雄総		伏流水	塩素消毒 紫外線照射
3	本荘水源地	岐阜市本荘海草	鏡岩		深井戸	塩素消毒
4	下川手水源地	岐阜市西川手	鏡岩		深井戸	塩素消毒
5	市橋水源地	岐阜市下奈良	鏡岩		深井戸	塩素消毒
6	西郷水源地	岐阜市中西郷	木田		深井戸	塩素消毒 エアレーション
7	黒野第2水源地	岐阜市小野	木田		深井戸	塩素消毒 除鉄・除マンガン エアレーション
8	三輪第1水源地	岐阜市太郎丸檜木	三輪		深井戸	塩素消毒
9	三輪第2水源地	岐阜市三輪宮西	三輪		深井戸	塩素消毒
10	芥見野村水源地	岐阜市祇園	芥見		深井戸	塩素消毒
11	日野第1水源地	岐阜市日野北	芥見		浅井戸	塩素消毒
12	日野第2水源地	岐阜市日野北	芥見		浅井戸	塩素消毒
13	木田水源地	岐阜市木田	木田		深井戸	塩素消毒 除鉄・除マンガン
14	一日市場水源地	岐阜市一日市場	雄総		深井戸	塩素消毒
15	方県水源地	岐阜市安食字三内前	雄総		深井戸	塩素消毒
16	柳津水源地	岐阜市柳津町丸野	柳津		深井戸	塩素消毒
17	佐波水源地	岐阜市柳津町上佐波西	柳津		深井戸	塩素消毒
18	上芥見第1水源地	岐阜市上芥見	(芥見)	予備 ※	深井戸	塩素消毒
19	芥見加野水源地	岐阜市加野字東畑	(三輪)		浅井戸	塩素消毒
20	黒野第1北水源地	岐阜市大学北	(雄総)		深井戸	塩素消毒
21	岩野田水源地	岐阜市粟野西	(雄総)		深井戸	塩素消毒 エアレーション

※予備水源地は給水を行っていないため、現在、塩素消毒による浄水処理は行っていません。

3 原水から給水栓に至るまでの水質の状況

(1) 水質の概要

本市が給水している水道水はすべて自己水です。水道水の原水は、伏流水と地下水を使用しています。

本市が使用している伏流水は、岐阜県郡上市を起点とした良質で豊富な水量を持つ長良川の伏流水を使用しております。本市の供給している水道水のうち、半分以上を伏流水が占めています。

本市が使用している地下水は深層地下水を主としています。深層地下水は一年を通して安定した水質を供給します。

各水源で汲み上げた原水は、水源地で消毒等した後、配水管で各家庭に給水しています。また一部の水道水については、山の中腹等にある配水池に貯めてから、各家庭に給水をしています。

また、安定給水に寄与するため、本庁舎内にある中央監視室にて、水源・配水池の管理を行っています。

(2) 汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等

ア 給水栓水

本市の水道水ではすべての給水栓において水道水質基準を超える項目はなく、良好な水質となっています。

水道水中の有機分と消毒剤が反応して消毒副生成物が生じる場合があるため、適切な量の消毒剤が注入されているか監視します。

イ 原水

長良川の伏流水を水源とする鏡岩水源地と雄総水源地は、表流水の影響を受ける懸念があります。その結果、主に濁度、色度、一般細菌や大腸菌が検出される場合があります、特にこれらの項目を注意深く監視します。

一部の水源地では、鉄やマンガンといった金属成分や遊離炭酸が多く含まれています。そのため、処理施設を設けて浄水しており、処理施設が適正に稼働しこれらの物質が除去できているか検査を行います。（資料2、6）

4 給水栓水の水質検査の検査項目、採水場所、検査回数とその理由

(1) 毎日検査（法施行規則第15条第1項第1号イ）

給水区域ごとに、色・濁りなどの外観及び消毒の効果を示す残留塩素濃度の検査を、民間委託モニター等により毎日検査します。（26箇所）

民間委託モニター等からの水質の異常通報があった場合は、直ちに関連する水源に赴き、原因を究明し適切に対処します。

(2) 定期検査（法施行規則第15条第1項第1号ロ）

給水を行っているブロックごとの代表する地点を選定し、その場所の水道水を採水し、水質試験室で検査します。

水道水質基準項目を法令に基づく頻度で検査します。検査の省略が可能な項目もありますが、水質の安全確認のため、すべての項目を年に1回以上検査します。令和8年度からペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）（以下「PFOS及びPFOA」という。）が水道水質基準に加わり、水道水質基準項目は全部で52項目となりました。法令に基づき、PFOS及びPFOAを4回/年、検査します。

採水場所、検査項目、項目ごとの検査回数及びその理由については、資料1～4に記載しています。

5 原水の水質検査

(1) 水道水質基準に準ずる項目

予備水源地を含む21箇所の全水源地のすべての井戸について、消毒副生成物（塩素消毒添加により生成される物質）及び味に関する水質基準項目を除いた40項目を年1回実施します。

この21箇所には給水を停止している予備水源は4水源地あります。その中で、黒野第1北水源地は、即時、配水が可能な状況であるため、毎月10項目（味を除いた法施行規則第15条第1項第3号イの項目、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素）の検査を毎月行います。（資料2）

(2) クリプトスポリジウム等について

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、すべての水源地でクリプトスポリジウム指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）の検査を行います。

さらに現在使用している17水源地のうち、過去にクリプトスポリジウム指標菌が検出されたことがある鏡岩水源地と雄総水源地では、クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査を行います。（資料2、5）

6 水質管理目標設定項目の検査

岐阜県水道水質管理計画に基づき、水質監視地点である鏡岩水源地の原水について、年1回、検査します。（資料2、7）

7 放射能モニタリング検査について

「岐阜市地域防災計画」の細部計画である「岐阜市放射線モニタリング計画」に基づき、平常時モニタリングとして、年2回、鏡岩水源の原水の測定を実施し、その結果を速やかに公表します。緊急時には国・県の動向、周辺の放射能検査結果等により検査頻度を変更することがあります。

（資料2 検査機関：岐阜市衛生試験所）

8 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれのある以下のような場合は、直ちに臨時の水質検査を行い、原因を調査し適切に対処します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

検査項目は、法令により検査が省略できない9項目（一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度）の他、状況に応じて選択します。（法施行規則第15条第2項）

9 その他の水質検査

岐阜市は、厚生省（現在の厚生労働省）の「おいしい水研究会」（昭和60年4月24日付け報告書）が発表した「水道水のおいしい都市」に選ばれています。

岐阜市における代表的な給水地点である鏡岩水源地の給水栓水について、「おいしい水研究会」が定めた「おいしい水の水質要件」の項目を年1回検査します。（資料2、8）

その他、法第13条検査（給水開始前検査）、法第18条検査（検査の請求）、依頼検査を随時実施します。

10 民間検査機関に委託している検査の内容

原則、水質管理課が水質検査を行います。次の検査は現状の水質検査体制では対応できないため、民間の検査機関に委託して行います。委託先については、法第20条第3項の登録を受けた民間の検査機関に委託します。（資料5、7）

- (1) 鏡岩水源・雄総水源における原水のクリプトスポリジウム及びジアルジアの検査
- (2) 水質管理目標設定項目の一部（農薬類など）

11 水質検査結果の公表

法第24条の2に基づき、水質検査結果を月ごとにとりまとめ、すみやかに市のホームページに掲載します。

また、年間の水質検査結果を年度ごとにとりまとめ、市のホームページに掲載し、いつでも閲覧できるように公表します。

12 水質検査の精度と信頼性確保

- (1) 検査機器の整備など

水道水の水質検査の精度を維持するために、検査機器の保守点検を日常的に行い、機器の更新を適切に行います。また、検査機器の操作講習会などを積極的に受講し、機器の使用方法を習熟し検査技術の向上に努めます。

(2) 検査精度の向上

水質検査に関して、以下のことを実施し検査精度の向上につなげます。

ア 基準項目ごとに標準作業手順書を作成し、必要に応じて更新を実施

イ 基準項目ごとに妥当性の評価を実施し、標準作業手順書の内容に問題がないことを確認

ウ 検査精度が一定以上であるか内部精度管理を実施

エ 環境省が主催する「水道水質検査精度管理のための統一試料調査」などの外部精度管理に参加

測定者間のバラツキをなくし、継続して水質検査を行えるようにし、信頼性の確保に努めます。

(3) 水道水質検査優良試験所規範（水道 GLP）の認定に向けた対応

水道水質検査優良試験所規範（以下「水道 GLP」という。）は、(公社)日本水道協会が統一された水道水質検査の品質管理基準を遵守し、検査精度の向上と信頼性が確保されていると認められている事業者にて認定を行っています。

水道 GLP 取得に向けて、適正な検査プロセスの整備や水道水質検査の品質管理のさらなる向上に努めていきます。

また、水道 GLP を取得することで水質検査に関する透明性が高まり、水道利用者の皆様の水道水質に対する安心感を高めます。

★水質試験室にある検査機器類★



液体クロマトグラフ質量分析計



クリーンベンチ

13 関係者との連携

水質汚染事故などで、水道水の水質検査が必要になる場合は、岐阜市保健所、岐阜県健康福祉部薬務水道課、国土交通省中部地方整備局河川部地域河川課水道係、岐阜市環境部環境保全課及び国土交通省木曾川上流河川事務所等の関係機関と連携を取り、迅速に対処して安全を確認します。

また、岐阜市上下水道事業部は、水質検査機器の故障や職員の感染症り患等の不測の事態においても水質検査を滞ることなく行えるよう、愛知県一宮市と「水質検査の相互協力に関する協定」を令和5年度に締結しました。

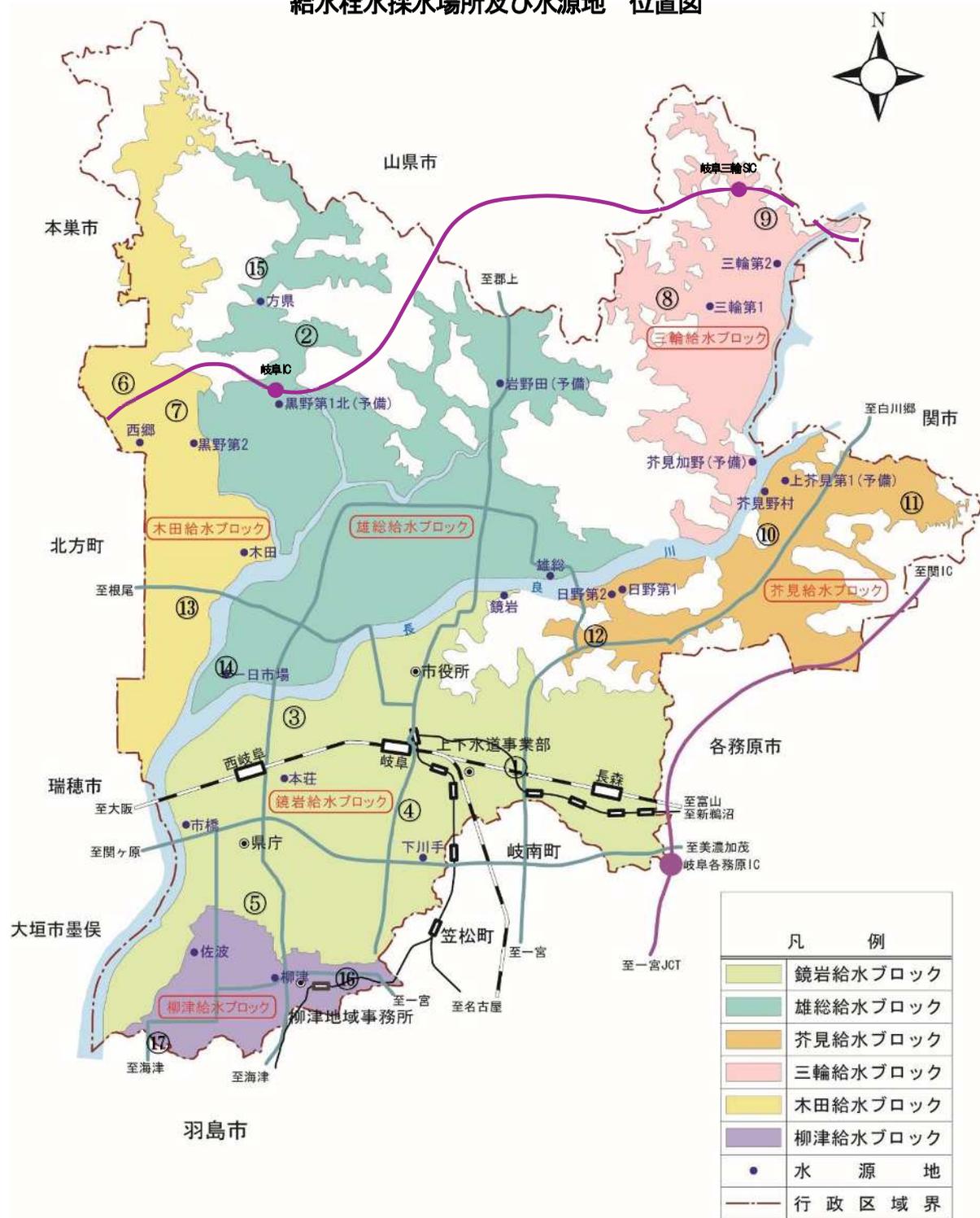


14 水質検査計画の策定及び見直し

水道水質検査計画は年度ごとに策定を行い、市のホームページに掲載します。

また、法令の改正等がありましたら、本計画の内容を必要に応じて改訂します。

給水栓水採水場所及び水源地 位置図



1～17の番号は資料4の給水栓水採水場所と同一です。

水源及び水源系統別検査計画

No.	水源及び 水源系統 名称	水源 区分	給水栓水 年1回 検査	給水栓水 年4回 検査	給水栓水 毎月 検査	原水 年1回 検査	原水 毎月 検査	クリブ ト等 検査	クリブ ト指標 菌検査	水源処 理状況 検査	放射能 モニタ リング 検査	おいしい 水 検査	水質管 理目標 設定項 目検査
1	鏡岩	常用	○	○	○	○		○	○		○	○	○
2	雄総		○	○	○	○		○	○				
3	本荘		○	○	○	○			○				
4	下川手		○	○	○	○			○				
5	市橋		○	○	○	○			○				
6	西郷		○	○	○	○			○	○			
7	黒野第2		○	○	○	○			○	○			
8	三輪第1		○	○	○	○			○				
9	三輪第2		○	○	○	○			○				
10	芥見野村 1系 2系		○	○	○	○			○				
			○	○	○								
11	日野第1		○	○	○	○			○				
12	日野第2		○	○	○	○			○				
13	木田		○	○	○	○			○	○			
14	一日市場		○	○	○	○			○				
15	方県		○	○	○	○			○				
16	柳津		○	○	○	○			○				
17	佐波	○	○	○	○			○					
18	上芥見第1	予備				○			○				
19	芥見加野					○			○				
20	黒野第1北					○	○		○				
21	岩野田					○			○				

検査項目及び検査回数

No.	水質基準項目	水質基準値	法定検査回数	計画検査回数			法定に基づく検査回数から増減する理由	
				①	②	③		
1	一般細菌	100個以下	12	12	12	12	-	
2	大腸菌	検出されないこと	12	12	12	12	-	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	4	1	1	4	①②…省令に基づき回数減	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	4	1	1	4		
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	4	1	1	4		
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	4	1	1	4		
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	4	1	1	4		
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	4	1	1	4		
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4	12	12	12		原水の汚染の指標となるため、毎月実施
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4	4	4	4		-
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	4	12	12	12	原水の汚染の指標となるため、毎月実施	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4	1	1	4	①②…省令に基づき回数減	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	4	1	1	4		
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	4	1	1	4		
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	4	1	1	4		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	4	1	1	4		
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	4	1	1	4		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	1	1	4		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	1	1	4		
20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下	4	4	4	4	-	
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	4	1	1	4	①②…省令に基づき回数減	
22	塩素酸	0.6mg/L以下	4	4	4	4	-	
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4	4	4	4		
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	4	4	4	4		
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	4	4	4		
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	4	4	4	4		
27	臭素酸	0.01mg/L以下	4	4	4	4		
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4	4	4	4		
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	4	4	4		
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	4	4	4	4		
31	ブロモホルム	0.09mg/L以下	4	4	4	4		
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4	4	4	4		
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	4	1	1	4	①②…省令に基づき回数減	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	4	1	1	4		
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	4	1	1	4		
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	4	1	1	4		
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	4	1	1	4		
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	4	1	1	4	-	
39	塩化物イオン	200mg/L以下	12	12	12	12	-	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	4	1	4	4	①…省令に基づき回数減	
41	蒸発残留物	500mg/L以下	4	1	4	4	-	
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	4	1	1	4	①②…省令に基づき回数減	
43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	12	1	1	1	水源が伏流水、地下水で藻の発生時期がないため	
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	12	1	1	1	-	
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	4	4	4	4	-	
46	フェノール類	0.005mg/L以下	4	1	1	4	①②…省令に基づき回数減	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	12	12	12	12	-	
48	pH値	5.8以上8.6以下	12	12	12	12		
49	味	異常でないこと	12	12	12	12		
50	臭気	異常でないこと	12	12	12	12		
51	色度	5度以下	12	12	12	12		
52	濁度	2度以下	12	12	12	12		

① 鏡岩、市橋、日野、方県、柳津、佐波

② 本荘、下川手、西郷、黒野第2、三輪第2、木田、一日市場、芥見野村1

③ 雄総、三輪第1、芥見野村2

備考

・省令に基づき回数減(水道法施行規則第15条第3項ハ)

→過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の時は1年に1回まで、1/10以下の時は3年に1回まで減することができる。

ただし、当市では安全確認等のため、1/10以下の時でも1年に1回は実施。

・原水は、No.22～32及びNo.49の消毒副生成物等を除く項目(40項目)について年1回実施。黒野第1北水源池に関しては、毎月項目検査についても実施。

給水栓水採水場所

No.	水源系統名	採水場所	
		名称	住所
①	鏡岩	木ノ下公園	木ノ下町7丁目
②	雄総	石谷公民館	石谷
③	本荘	雲雀ヶ丘公園	雲雀ヶ丘
④	下川手	加納公園	加納丸之内
⑤	市橋	南部プラント	南鷄6丁目
⑥	西郷	犬塚広場	上西郷6丁目
⑦	黒野第2	形野公民館	中524
⑧	三輪第1	太郎丸諏訪公園	太郎丸諏訪
⑨	三輪第2	寺山墓地	山県北野
⑩	芥見野村1系	芥見公園	芥見1丁目
⑪	芥見野村2系	つくし公園	大洞西4丁目
⑫	日野	日野中央公園	日野南1丁目
⑬	木田	河渡小公園	河渡1丁目
⑭	一日市場	一日市場公民館	一日市場1丁目
⑮	方県	方県公園	安食3丁目
⑯	柳津	東塚公園	柳津町東塚2丁目
⑰	佐波	高桑公園	柳津町高桑3丁目

備考

採水場所については各水源系統の給水管の末端付近で水質を代表する地点を選定しています。
資料1の地図のブロック毎の色分けと同一です。

給水ブロック別水源系統一覧

給水ブロック名	水源系統名	給水栓水採水場所No
鏡岩	鏡岩、本荘、下川手、市橋	①、③、④、⑤
雄総	雄総、一日市場、方県	②、⑭、⑮
芥見	芥見野村、日野	⑩、⑪、⑫
三輪	三輪第1、三輪第2	⑧、⑨
木田	西郷、黒野第2、木田	⑥、⑦、⑬
柳津	柳津、佐波	⑯、⑰

クリプトスポリジウム等検査

No.	水源名	水源区分	リスクレベル	クリプトスポリジウム	ジアルジア	クリプトスポリジウム指標菌
1	鏡岩	常用	3	2回/年	2回/年	毎月
2	雄総		3	2回/年	2回/年	毎月
3	本荘		1	—	—	3か月に1回
4	下川手		2 ※	—	—	3か月に1回
5	市橋		1	—	—	3か月に1回
6	西郷		1	—	—	3か月に1回
7	黒野第2		1	—	—	3か月に1回
8	三輪第1		1	—	—	3か月に1回
9	三輪第2		1	—	—	3か月に1回
10	芥見野村		1	—	—	3か月に1回
11	日野第1		2	—	—	3か月に1回
12	日野第2		2	—	—	3か月に1回
13	木田		1	—	—	3か月に1回
14	一日市場		1	—	—	3か月に1回
15	方県		1	—	—	3か月に1回
16	柳津		1	—	—	3か月に1回
17	佐波		1	—	—	3か月に1回
18	上芥見第1		3	—	—	1回/年
19	芥見加野		3	—	—	1回/年
20	黒野第1北		1	—	—	3か月に1回
21	岩野田		2 ※	—	—	1回/年

※深井戸であるため本来はレベル1だが、地表水由来の汚染物質が過去に確認されたため、レベル2扱い

備考

- ・「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき各水源地のリスクレベルに応じた検査を実施します。レベル1の水源地についても、施設検査の代替としてレベル2の水源地相当として検査します。黒野第1北水源地以外の予備水源地は施設整備・利用状況から判断し、検査頻度は年1回として実施します。
- ・各水源地のすべての井戸の原水について検査を実施します。
- ・クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査は民間検査機関に委託します。
- ・クリプトスポリジウム指標菌は大腸菌及び嫌気性芽胞菌の検査を行います。

リスクレベルの説明(水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針の「汚染のおそれの判断」より抜粋)

レベル	説明
1	地表水等が混入していない被圧地下水のみを原水としており、当該原水から指標菌が検出されることがない施設
2	地表水等が混入していない被圧地下水以外の水を原水としており、当該原水から指標菌が検出されることがない施設
3	地表水以外の水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されることがある施設
4	地表水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されることがある施設

水源処理状況検査(1回/年)

No.	検査項目	水源名							
		黒野第2			西郷		木田		
		鉄、マンガン 遊離炭酸除去			遊離炭酸除去		鉄、マンガン除去		
		原水 ※	処理水	配水	原水 ※	処理水	原水 ※	浄水機 (1号、2号)	
処理前	処理水								
1	水温	○	○	○	○	○	○	○	○
2	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○
3	残留塩素	○	○	○		○		○	○
4	色度	○	○	○	○	○	○	○	○
5	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○
6	鉄及びその化合物	○	○	○			○	○	○
7	マンガン及び その化合物	○	○	○			○	○	○
8	ヒ素及び その化合物						○	○	○
9	総酸度	○	○	○	○	○			
10	総アルカリ度	○	○	○	○	○			
11	遊離炭酸	○	○	○	○	○			
12	侵食性遊離炭酸	○	○	○	○	○			
13	鉄バクテリア	○	○	○					

※すべての井戸の原水で検査を行います。

水質管理目標設定項目検査

No.	検査項目	目標値
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下
4	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
5	トルエン	0.4mg/L以下
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)※	0.08mg/L以下
7	農薬類(検査項目は下表参照)※	検出値と目標値の比の和として、1以下
8	遊離炭酸	20mg/L以下
9	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下
10	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下
11	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下
12	臭気強度(TON)	3以下
13	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける
14	従属栄養細菌※	2,000以下(暫定)
15	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下

※委託検査項目

農薬類検査項目一覧(実施予定項目)

No.	農薬名	No.	農薬名	No.	農薬名
1	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	33	ジクワット	64	ブプロフェジン
2	2,4-D (2,4-PA)	34	ジチオピル	65	プレチラクロール
3	MCPA	35	シハロホップブチル	66	プロシミドン
4	アシュラム	36	シマジン(GAT)	67	プロベナゾール
5	アセフェート	37	ジメタメリン	68	プロモブチド(PhC)
6	アトラジン	38	シメリン	69	ベノミル
7	アミトラズ	39	ダイアジノン	70	ペンシクロン
8	アラクロール	40	ダイムロン	71	ベンゾピシクロン
9	イソキサチオン	41	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	72	ベンタジン
10	イソプロチオラン (IPT)			73	ペンディメタリン
11	イプフェンカルバゾン	42	チアジニル	74	ペンフレセート
12	イミノクタジン	43	チウラム	75	マラチオン(マラソン)
13	インダノファン	44	チオジカルブ	76	メコプロップ(MCPP)
14	エスプロカルブ	45	チオファネートメチル	77	メソミル
15	エトフェンブロックス	46	テフリルトリオン	78	メタラキシル
16	オキサジクロメホン	47	トリクロピル	79	メトミノストロビン
17	オキシシン銅(有機銅)	48	トリシクラゾール	80	メフェナセート
18	カズサホス	49	トリフルラリン		
19	カフェンストロール	50	ナプロパミド		
20	カルタップ	51	パラコート		
21	カルバリル(NAC)	52	ピラクロニル		
22	キャプタン	53	ピラゾリネート(ピラゾレート)		
23	クミルロン	54	ピリブチカルブ		
24	グリホサート	55	ピロキロン		
25	グルホシネート	56	フィプロニル		
26	クロメプロップ	57	フェントロチオン(MEP)		
27	クオルピリホス	58	フェノブカルブ(BPMC)		
28	クロロタロニル(TPN)	59	フェリムゾン		
29	シアナジン	60	フェントエート(PAP)		
30	シアノホス(CYAP)	61	フェントラザミド		
31	ジウロン(DCMU)	62	フサライド		
32	ジクロベニル(DBN)	63	ブタクロール		

※ は、委託検査項目

「おいしい水」水質要件項目検査

No.	検査項目	水質要件	備考
1	蒸発残留物	30~200mg/L	水質要件項目
2	硬度	10~100mg/L	
3	遊離炭酸	3~30mg/L	
4	過マンガン酸カリウム消費量	3mg/L以下	
5	臭気強度(TON)	3以下	
6	残留塩素	0.4mg/L以下	
7	水温	20℃以下	
8	カルシウム	-	参考項目
9	ナトリウム	-	
10	カリウム	-	
11	マグネシウム	-	

実施場所 鏡岩水源系統給水栓

★この水質検査計画に関する問い合わせ先★

岐阜市上下水道事業部水質管理課

〒500-8156 岐阜市祈年町4丁目1番地

TEL 058-259-7521 FAX 058-259-7522

メールアドレス：sui-suikan@city.gifu.gifu.jp